

平成 22 年度第 1 回我孫子市自殺対策協議会会議録

- 1 開催日時
平成 22 年 8 月 25 日（水） 午前 10 時 30 分～午前 11 時 45 分
- 2 開催場所
我孫子市役所 議会棟第 1 委員会室
- 3 出席者
（委員）13 人
（事務局）3 人
- 4 傍聴者 0 人
- 5 議事（要旨）

市長挨拶

本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。
また日頃より市政に対し、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、我孫子市では自殺対策協議会を立ち上げることとなりました。
今回はその第 1 回目の会議となります。

ご承知のように、ここ 10 年以上、自殺で亡くなられた方が毎年 3 万人を超えています。
また、我孫子市におきましても、昨年は 37 人の方が、亡くなられています。

昨年の数字を国や県と比較しても、人口 10 万人当たりの自殺者数が、国 25.8、千葉県 23.8 に対しまして、我孫子市は 27.4 と若干高い数字になっています。

自殺に至る要因には多重債務、失業などの経済的問題、うつ病など病気の苦しみなどが複雑に関係しているといえます。また、残されたご遺族が、どんな思いをされてきたか、私としても心が痛む思いです。自殺は防ぐことができる死であり、この自殺問題は市全体で受け止めていかなくてはならないと認識しています。自殺に至る方をなくしていくために、私たち一人ひとりに何ができるかを考えていかねばなりません。

今後、この協議会において、委員の皆様方の立場からいろいろなご意見をいただきながら、我孫子市としても実効性の高い総合的な自殺対策に取り組

んでいきたいと考えております。本日は、NECにおけるメンタルヘルスの取り組みについても発表がありますので、よろしく申し上げます。

皆様方のご協力をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

第1回目の会議ため、委員及び事務局職員を紹介。

【議 題】

(1) 会長・副会長の選出

「我孫子市自殺対策協議会設置要綱」第5条の規定に基づく委員互選により

会 長：蓑下成子 委員

副会長：湯沢秀昭 委員

を選出。

また、この会議は「審議会等の会議の公開に関する規則」に基づき原則公開とし、傍聴人は先着5名とすること、傍聴者の発言はないことを確認。

(2) 自殺対策の現状について

会長： それでは自殺対策の現況について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局から説明させていただきます。

最初に、自殺対策基本法です。(資料1)をご覧ください。

この法律は平成18年に施行されました。自殺対策の基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにしています。

これを受けまして、政府は、平成19年6月、「自殺総合対策大綱」を定めました。(資料2)はその概略をまとめたパンフレットです。

この大綱は、国を挙げて総合的な自殺対策を推進することとなった我が国の自殺をめぐる現状を整理するものです。

3ページをご覧ください。自殺に関する三つの基本的な認識が示されています。「自殺は追い込まれた末の死」、「自殺は防ぐことができる」、「自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している」の3つです。

5ページをご覧ください。自殺対策を進める上での6つの基本的考え方が示されています。「社会的要因も踏まえ総合的に取り組む」、「国民一人ひとりが自殺予防の主役になるよう取り組む」など6項目が挙げられています。

7ページをご覧ください。当面、特に集中的に取り組むべき重点施策として、「自殺の実態を明らかにする」、「国民一人ひとりの気づきと見守りを促す」、「早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する」など、9項目が示されています。

そして、8ページの一番下にあるように、平成28年までに、平成17年の自殺死亡률을20%以上減少させることを目標としています。

9ページをご覧ください。図にありますように、自殺総合対策の推進体制として、国、地方公共団体、関係者・団体が協力しつつ、対策を講じていくこととしております。

このことを受け、本市におきましても総合的な対策を講ずるということから、本日、「我孫子市自殺対策協議会」を設置いたしました。（資料3）の「我孫子市自殺対策協議会要綱」をご覧ください。

この協議会の役割といたしまして、要綱の第2条に掲げる5つの事項、自殺の実態把握及び情報の共有化、関係機関の連携調整、自殺対策の普及啓発、情報収集など、5項目について協議・検討を進めていきます。

基本的な施策・対策につきましては、国・県との連携をとりながら取り組みを進めていきますが、地域実情を反映した施策についても、この協議会からの提言をいただきながら実施していきたいと思います。

続きまして、自殺をめぐる現状についてご報告いたします。

まず、国の現状についてです。（資料4）「平成21年度 我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況[概要]」をご覧ください。

この資料は、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施状況について、政府が毎年、国会に提出する年次報告書、いわゆる「自殺対策白書」の概要版です。

表紙を1枚めくり、目次をご覧ください。第1章では我が国の自殺の現状、特集において自殺対策強化のための基礎資料、第2章では自殺対策の基本的枠組みと動向、第3章では平成21年度に政府が講じた自殺対策の実施状況について解説しています。

2ページをご覧ください。平成10年以降、12年連続して3万人を超える状態が続いています。平成15年には最多の3万4,427人となっています。平成21年は3万2,845人で前年に比べ596人増加しています。

3ページをご覧ください。自殺死亡률、これは人口10万人あたりの自殺者数を示す数値ですが、平成21年は25.6となっています。

次に千葉県の現状と取り組みについてご報告いたします。
(資料6)をご覧ください。千葉県自殺対策推進計画の概要です。

資料の左上四角の中に千葉県における自殺の現状につきまして、まとめられています。

千葉県における自殺死亡率は全国と同様、平成10年に急増し、その後も1,300人前後の高い数値が続いています。

性別では、男性が約7割を占め、働き盛りの年代の自殺死亡率が高くなっています。

年齢別の死因の順位では、若年から中高年までの自殺による死亡が上位であり、特に15～39歳では1位となっています。

原因・動機別にみると全体では健康問題が多くなっています。男性は女性に比べ経済・生活を理由にする自殺が多くなっています。

資料の右側をご覧ください。千葉県の自殺対策の取り組みを9項目にまとめています。項目は先程、大綱の説明で述べました9項目とほぼ同じです。

資料の中央の真ん中あたりでは、数値目標として、平成28年までに、平成17年の自殺死亡率を20%以上減少させることをあげています。数値で見ると、22.0を17.6にするということになります。

続きまして、我孫子市の現状についてご説明いたします。

(資料7)をご覧ください。これは内閣府がまとめた「平成21年 地域における自殺の基礎資料」から抜粋したものです。市町村別自殺者数集計表になっています。

我孫子市の箇所にマーカーをしていますが、平成21年の自殺者数は平成20年の25人より12人増加し、37人となっています。自殺死亡率は平成20年は18.6と国、千葉県と比較して低い数値でしたが、平成21年は27.4と約9ポイント増となり、全国平均を上回っています。

(資料7)の裏をご覧ください。我孫子市の自殺者の年代別推移です。21年はまだまとまっていないとのことですので、平成20年までの資料となっています。

年代別では、我孫子市においても50代が一番多く、平成18年は8人、平成19年は8人、平成20年は6人となっています。平成20年については、60代も同じく6人、30代5人、70代4人の順となっています。

昨年度、我孫子市では自殺対策を全庁的に取り組むため、我孫子市自殺対策庁内連絡会議を設置しました。

庁内連絡会議では、この協議会における様々なご意見をいただきながら、

市としての自殺対策を進めていくという、連携を取った形で進めていきたいと考えています。

最後に自殺対策の先進地の取り組み事例についてご報告いたします。
(資料9)をご覧ください。これは自殺対策白書に掲載されていた取組事例です。資料では7市の事例について紹介していますが、ここでは3市の事例についてご報告します。

一つ目は長崎県の取り組みについてです。

長崎県では、インターネットを活用し、自殺対策のサイトを開設しています。相談窓口の周知とともに、様々な情報提供を目的としています。

サイトの作成にあたっては、自殺対策連絡協議会の遺族代表委員から、わかりやすい情報発信のあり方についてアドバイスを受けています。また、サイト作成を委託した業者からも、わかりやすい構成について提言をもらい、官民協働で作成しています。

支援の必要な方が相談機関につながりやすく、情報をわかりやすく、コンパクトに掲載するとともに、相談種別ごとや地域別に相談窓口にアクセスできるような構成になっております。

二つ目は、京都府京丹後市の事例です。

こちらは、相談窓口の拡充と相談者の費用負担の軽減を図る取組です。

京丹後市では自殺対策を行政の重要課題と位置付け、関係機関、団体の協力を得て、平成18年度に「京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会」を設置しました。

健康問題や経済・生活問題を原因とする自殺者が多いことから、市の専任職員を配置した「多重債務相談・支援室」を設けています。ここでは、専門家の協力を得ながら悩んでいる方の支援に取り組んでいます。

また、平成20年4月からは、相談窓口の拡充と相談者の費用負担の軽減を図るため、京都府精神保健福祉総合センターの「こころの相談電話」と、社会福祉法人京都いのちの電話の相談窓口に「フリーアクセス」できるようにしました。

三つ目は静岡県富士市の事例です。

富士市では働き盛り世代の自殺予防対策の取り組みを行っております。

うつ病にかかると、まず不眠や食欲不振などが自覚される例が多いことから、うつ病の早期発見のアプローチとして、特に不眠を重視している点が特徴です。

具体的な取組の二本柱は、

<1>「お父さん、眠れてる？」をキャッチフレーズに、働き盛り男性のうつ病への気づきを高めるための「睡眠キャンペーン」

<2>不眠が続いて、かかりつけ医・産業医にかかった方を精神科専門治療につ

なく「紹介システム」です。

「睡眠キャンペーン」では、働き盛りのお父さんに対し、高校生の娘が呼びかけるスタイルで、「眠れてる?」、「2週間以上続く不眠はうつかも」、「お医者さんに行かなくちゃ」など、うつ病への気づきと治療を促しています。

そのために、テレビCM、リーフレット、インターネット、時刻表、路線バスのステッカー広告などを活用しています。

さらに、「不眠が継続する働き盛り男性」を精神科専門治療につなぐ「紹介システム」です。

同システムの運営のため、医師会、市立病院と地元精神科医で構成された「紹介システム運営委員会」が定期的開催されています。運営委員会をとおして、かかりつけ医と精神科医が何度も顔合わせすることにより、両者の円滑な関係が形作られてきています。

また、うつ病の方は、市販の睡眠薬を繰り返し購入することがあることから、薬剤師会と協力して、薬剤師がこれらの方々に医療機関への受診を勧める取組を行っています。

こうした不眠を切り口としたうつ自殺予防の取り組みについて、医師会、薬剤師会、富士市が協働しながら行っています。

簡単ですが、3つの事例につきましてご紹介させていただきました。他の事例につきましてはお手元の資料をご参照ください。

以上で事務局からの報告を終わらせていただきます。

会長 : ただ今、事務局より自殺対策の現況につきまして説明がりましたが、このことでご質問やご意見などございますか。

ないようでしたら、私から質問させていただきます。事務局としては、自殺対策として足りないと思われものはどういったものですか。

事務局 : 始まったばかりですので、全ての面で十分でないと思われれます。後で報告いたしますが、本年度は、パンフレットを配布するなどの普及啓発活動を行っていきたいと考えております。また、庁内向けの講演会を10月に予定しておりますが、今後は、一般市民の方々も参加できるように広めていきたいと思っています。

簗下会長 : 主に広報活動ということですね。他にご意見等ございませんでしょうか。ないようでしたら、次の議題に入ります。

(3) NECにおけるメンタルヘルスの取り組みについて

会長 : 「NECにおけるメンタルヘルスの取り組みについて」ご説明をお

願いたいと思います。

副会長から日本電気株式会社における健康管理と復職支援を中心としたメンタルヘルスの取り組みについて報告

会長 : ただ今、副会長から日本電気株式会社におけるメンタルヘルスの取り組みにつきまして説明がありましたが、このことでご質問やご意見などございますか。

委員 : 職場復帰支援プログラムにおける試験入社時の位置付けは、出勤と見なされているのですか。

副会長 : 試験社は、出勤扱いではありません。休職期間中での職場復帰への慣らし運転にあたり、本人了解のもと出勤時の事故等については、自己責任扱いで実施しています。

委員 : 過重労働対策として、超過勤務時間の基準及びその基準を守られているかどうか、教えてください。

副会長 : 目安として、超過勤務時間（管理職に関しては、在籍時間）を80時間の健康管理時間という基準を設けています。80時間相応の勤務した場合、ヘルスチェックシートを書くようにしています。ヘルスチェックシートで健康状態を確認し、産業医の面談を希望する場合は、面談をしてもらいます。長期間同じ状態が続いている場合には、人事部より指導が入ります。

委員 : 休職期間等で退職してしまうケースは、どのくらい割合でありますか。

副会長 : 手元に資料がありませんが、このようなケースはほとんどないと思われま。休職されている方は、退職を回避するため無理をして出社してしまい、一定期間を過ぎると再度休職してしまうというケースが多いようです。

委員 : 試験入社前の自主トレ期間に関して、本人にこのようなことは行っておいてくださいといった会社からのアドバイスや指導はあるのですか。

副会長 : 本年度下期より自主トレ期間のチェックシート（朝起きられるか、自主トレとして何をやるべきかといった各項目）により提示するとともに、復職にあたっての診断書についても会社独自のフォーマットを用意し、会社として確認したい事項を主治医に記入してもらえらるようになっています。

委員 : 心の健康相談を受けた方の相談内容は、見守りということで、職場に情報提供ということで連絡されてしまうのでしょうか。

副会長 : 心の健康相談に対応するのは、看護師になります。相談者に看護

士からメンタルヘルスに関する情報提供をすることがメインになり、相談内容は個人情報ですので外部に知らせことはしません。

委員： 家族向けのパンフレット等の啓発活動は、行われているのでしょうか。

副会長： パンフレットは従業員向けが多いのですが、家族向けは、ないように思われます。

会長： 説明された中で、一番効果的なものはこういった取り組みですか。

副会長： 1つ目としては、管理職に異変を早期発見させ、相談センターへ知らせるといった道筋を周知徹底させたことで早めに手をうつという2次予防のところでは、

2つ目としては、復職への支援になります。試験出社も今までは内規的は扱いであったものの制度化し、今までの復職をゴールではなくスタートであることを本人に認識させられることに力をいれております。

会長： 予防のための広報活動も必要ですが、ネットワーク作りであるとかその後のフォローが大切であるということですね。

(4) 今後の我孫子市の取り組みについて

会長： それでは次の議題に入ります。今後の我孫子市の取り組みにつきまして事務局より説明をお願いします。

事務局： 先程も説明したとおり、我孫子市でも毎年約30人の方が自らの命を絶っております。我孫子市ではそれらの方を1人でも少なくしていくための対策をとっていかねばならないと考えております。

お手元にお配りした、資料3、我孫子市自殺対策協議会設置要綱の第2条の(3)に「自殺対策に関する普及啓発活動の取り組みに関すること」という項目があります。まず、今年度の協議会の取り組みとして、自殺予防対策リーフレットの購入と配布を予定しております。

このリーフレットにつきまして、事務局で2種類を選定させていただきました。1つは、防衛医科大学の高橋教授が監修しました「こころのSOSに気づいたら」、もう1つは、横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長山本氏監修の「早く気づいて！心の病気」の2冊です。(リーフレットを委員に示す)

ともに1,000部ずつ購入いたしまして、市内の公共施設の掲示コーナーや関係機関などにも置いていただき、市民に配付していきたいと考えています。

また、こちらのリーフレットの表紙に刷込みを入れるにあたりまして、「我孫子市自殺対策協議会」として刷込みしてよろしいでしょうか。

委員異議なしの声

ありがとうございました。

また、平成22年10月20日(水)10時30分から我孫子市消防本部大会議室において、淑徳大学総合福祉学部教授の小川恵氏を講師としてお招きし、庁内職員を対象とした、メンタルヘルス研修を企画しております。

さて、今年度は自殺対策費として31万4千円の予算を組みました。これから来年度の予算編成の時期に入ります。来年度の事業を考えていかねばならない時期ですが、来年度の予算に具体的に反映できる自殺関連の事業を考えていきたいと思っています。委員の皆さんから、こんなことをやってみたらどうだろうかというご提案をいただければ幸いです。お手元に用紙を配布させていただきましたので、ファックス、メール等で9月末日までに事務局までお送りいただければと思います。よろしくをお願いします。

事務局からは以上でございます。

会長：委員の皆さん、よろしくをお願いします。委員の皆さんから出されましたご意見を参考に、今後の事業の進め方を考えていきたいと考えます。その取りまとめは事務局にお願いしたいと思います。

(5) 事務連絡

会長：それでは最後に事務局から事務連絡をお願いします。

事務局：本日はありがとうございました。

今後の予定ですが、この協議会は年2回予定しております。今年度はもう1回開催したいと考えております。来年度の予算に反映させていく必要があるご意見をいただいた場合を考えまして、次回の会議では、11月中に行いたいと思います。日程を調整し、決まりましたら、皆さんにご連絡したいと思います。

次回は今後の我孫子市の自殺対策の取り組みについてより具体的に検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会長：それでは、これを持ちまして、平成22年度第1回我孫子市自殺対策協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。

以上